

ひとり親世帯 臨時特別給付金を支給します



▶申請・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎24-5111 (内線131)

給付額

基本給付

1世帯 **5万円**
第2子以降1人につき **3万円**
児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付です。(※1)

追加給付

1世帯 **5万円**
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し収入が減少している方への給付です。

給付対象者(次のいずれか)

1 令和2年6月分の
児童扶養手当が支給される方

申請不要

基本給付



申請が必要

追加給付

- ▶基本給付は申請不要です。
- ▶今月より、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。
- ▶追加給付は申請が必要です。
- ▶定例の現況確認時(8月)などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡単な方法で行っていただきます。申請内容の確認後、児童扶養手当と同様に群馬県から振り込まれます。

2 公的年金等(※2)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(※3)

申請が必要

基本給付



申請が必要

追加給付

- ▶基本給付(②の方は追加給付も)の申請が必要です。
- ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに役場保健福祉課に郵送、または直接ご提出ください。
- ▶給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容の確認後、児童扶養手当と同様に群馬県から振り込まれます。
- ▶申請期間は、8月3日(月)から令和3年2月26日(金)までです。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請が必要

基本給付

ひとり親世帯

①給付金の申請手続き
郵送か直接ご提出ください

②指定口座へ振込み
支給要件に該当するか、申請内容を判断した上で、振り込みます。

昭和村
(保健福祉課)

(※1)児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。
 (※2)遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などです。
 (※3)既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部支給されたと推測される方も対象です。

! 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"
にご注意ください。

▶問合せ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
 ☎0120-400-903 (受付時間 平日9時~18時)
 ○申請方法の詳細については、役場保健福祉課福祉係
 (☎24-5111)までお問い合わせください。

ご自宅や職場などに、担当者をかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や沼田警察署(☎22-0110)または警察相談専用電話(#9110)に連絡ください。